

第6 解除料

1 適用

解除料の適用については、第26条の3(その他の提供条件)、第26条の5(その他の提供条件)、第26条の11(その他の提供条件)及び第53条(解除料の支払い義務)に規定するところによります。また、解除料の適用除外等その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

2 料金額

当社が別に定めるところによります。